

名づけてねっと利用規約
「DNS アウトソーシングサービス版」

2019年10月改定

株式会社 NTTPCコミュニケーションズ

名づけてねっと利用規約
「DNSアウトソーシングサービス版」

第1章 総則

(利用規約の適用)

第1条 株式会社エヌ・ティ・ティ ピー・シー コミュニケーションズ(以下、「当社」といいます。)は、名づけてねっと利用規約「DNSアウトソーシングサービス版」(以下、「利用規約」といいます。)を定め、利用規約を遵守することを条件として利用契約を締結していただいた契約者(以下、「契約者」といいます。)に対し、利用規約に基づきDNSアウトソーシングサービス(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。

2 契約者は利用規約を遵守して、本サービスの提供を受けるものとします。

(利用規約の変更)

第2条 当社は、契約者の承諾を得ることなく、利用規約を変更することがあります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の利用規約によります。

2 利用規約の変更にあたっては、当社は当該変更の対象となる契約者に対し、その内容を当社が別途定める方法で通知するものとします。ただし、この通知が到達しない場合であっても、変更後の利用規約が適用されるものとします。

(用語の定義)

第3条 利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
DNS	Domain Name Systemの略。ネームサーバ。インターネット上に無数に配置された、名前とIPアドレスを関連付ける分散データベースサーバ。
ゾーン	ネームサーバに登録するドメイン名またはIPアドレス情報の管理単位。
正引き	ドメイン名からIPアドレスやネームサーバ、メールサーバ等のドメイン付きホスト名(F.Q.D.N.)を検索する手順。
逆引き	IPアドレスからドメイン付きホスト名(F.Q.D.N.)を検索する手順。
F.Q.D.N.	Fully Qualified Domain Nameの略。ホスト名をフルドメイン付きで表現すること。
delegation(デリゲーション)	上位のドメインまたはより大きな管理単位のIPアドレスブロックを管理するネームサーバから、ドメイン名、ネットワークアドレス単位にその管理権限を切りだし、指定するネームサーバにそのauthorityを委任・委譲すること。(=「DNSの権限委譲」) 俗に言う「(ルートサーバへの)ネームサーバの登録」。
authority(オーソリティ)	自身の保有するゾーン情報がインターネット上で公式に認知されるべき情報(信頼できる情報)であるという権威。上位ドメインのゾーン情報で、当該ドメイン名のネームサーバとしてNSレコードに記述されたホストが持つことができる権限。
レコード	ゾーンに含まれるデータの単位。
リゾルバ	DNSクライアント。DNSに対して名前解決の検索要求を送信(問い合わせ)する。
フルサービスリゾルバ	ドメインツリーをたどって他のネームサーバへ問い合わせ(検索)を行い、DNSでの名前解決を完結させるリゾルバ。
スタブリゾルバ	単に名前解決の要求を送信するだけのリゾルバ(クライアントPC等)。

(本サービス)

第4条 本サービスの内容は、別紙1の【DNSアウトソーシングサービスの内容】に規定されているとおりとします。

2 本サービスは、当社が提供するドメイン提供サービスである「名づけてねっと」の別途定めるドメイン名契約(以下、「ドメインサービス」という。)に付随して提供します。

第2章 契約

(契約期間)

第5条 利用契約が成立した日から別紙2に定められた契約期間とします。

(契約の単位)

第6条 一つの本サービスに対し、それぞれDNSアウトソーシングサービス契約(以下、「本契約」といいます。)を締結するものとし、複数の本サービスを申し込む場合には、個々にサービス利用契約を締結するものとします。

2 当社は、業務上必要なときは、本規約の特約を定めることがあります。この場合、契約者は本規約と共に特約も遵守するものとします。

(ID、パスワードおよびゾーン名)

第7条 当社は、本サービスの提供にあたりユーザIDを定めます。

2 契約者は、本サービスの申し込みにあたりゾーン名を指定します。

3 本サービス利用契約成立後の契約者の認証は、本サービス利用契約締結後に当社が発行するユーザID等の当社登録情報との照合により行います。

4 本サービスを利用する際の認証において登録情報と合致しない場合、契約者は本サービスを利用することはできません。

(権利の譲渡等の制限)

第8条 本契約に関わらず、主たる「名づけてねっと」ドメインサービス利用契約の譲渡を当社が承諾した場合には、本契約から生じる契約上の地位および当社に対して負っている一切の債務についても、主たる「名づけてねっと」ドメインサービスで当社が譲渡を承諾した譲受契約者が承継するものとします。

2 契約者は、本条に定めるほか、当社の承諾なく、本サービスの提供を受ける権利を、第三者に譲渡もしくは貸与、または本サービスを第三者に利用させることはできません。

第3章 申込および承諾

(契約申込の方法)

第9条 本サービスの利用の申込は、本規約を承諾した上で、当社が別途指定する所定の手続きに従い行うものとします。

2 前項の利用申込にあたり、本人確認のための資料等を提出していただく場合があります。

3 申込者は、本サービスにおいてゾーン情報を構成するレコードの一部としてインターネットを通じて参照、閲覧されるためのメールアドレスを届け出るものとします。

4 利用申込書その他当社に提出いただく資料に、個人情報を記載する場合には、当社に個人情報を提供することについて、本人に同意を得た上で記載するものとします。

5 契約者は、当社が、本サービスの提供に必要な範囲において、委託先等に契約者の情報を提供することを承諾するものとします。

(契約申込の承諾)

第10条 当社が、本サービスの利用の申込を承諾した場合は、当社が別途定める方法により契約者に通知します。当社が通知を発信したときに利用契約成立となります。

2 契約申込に係る本サービスの提供は、当社が申込を受け付けた順とします。ただし、当社が必要と認めるときは、その順序を変更することがあります。

3 当社は、次の場合には、本サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスの提供が技術上著しく困難なとき。
- (2) 本サービスの申込をした者が当社の提供するサービスの料金または手続きに関する費用等の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (3) 本サービスの申込をした者が第16条(提供停止)の各号に該当するおそれがあるとき。
- (4) 本サービスの申込をした者が過去において第16条(提供停止)の各号に該当したとき、または、当社の提供する他のサービスにおいて同様の行為を行ったことがあるとき。
- (5) 申込書等に虚偽の事実を記載したとき。
- (6) 別紙1の【DNSアウトソーシングサービスの内容】に規定する当社が禁止するゾーンで本サービスを申込した場合。
- (7) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき。

4 当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対し書面またはその他の方法でその旨を通知します。ただし、通知が到達しない場合においても、第1項に定める通知が到達しない場合には、当社が申込を承諾したことはなりません。

第4章 契約事項の変更

(契約事項の変更、契約者の地位の承継)

第11条 契約事項の変更または契約者の地位の承継があった場合には、主たる「名づけてねっと」ドメインサービス利用規約に定める手続きにより、当社に届け出るものとします。また、主たる「名づけてねっと」ドメインサービスの利用契約に契約事項の変更

または契約者の地位の承継の届出があった場合には、本サービスに関しても、同様の届出が合ったものと見なします。

第5章 契約者の義務

(パスワードの管理)

第12条 契約者は本サービスにて提供されるパスワードを厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるものとし、また、契約者は不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとし、

2 契約者は、パスワードが第三者によって不正に使用されたことを判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。

3 当社は、パスワードの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害について、一切の責任を負わないものとします。

(電子メールの受領)

第13条 契約者は、常に当社からの電子メールが契約者が届け出た連絡先メールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社からの依頼のあった場合には、それに対して遅延なく応答をおこなうこととします。

2 当社は契約者に対し、有益と思われるサービスや、ビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を契約者が届け出た連絡先メールアドレスに送信する場合があります。

(禁止行為)

第14条 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 法令に違反する、またはそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為。
- (2) 第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、またはそのおそれのある行為。
- (3) 第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、またはそのおそれのある行為。
- (4) 別紙1の【DNSアウトソーシングサービスの内容】に規定する当社が禁止するレコードを登録する行為。
- (5) 他人のIDあるいはパスワードを不正に使用する行為。
- (6) その他、主たる「名づけてねっと」ドメインサービス利用規約において禁止している行為。
- (7) 個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用いて収集、取得する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (8) 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、あるいはそれに類似する行為。

2 契約者が第1項で規定する禁止行為に該当する行為を行っているとき当社で判断した場合、当社は、第16条(提供停止)に定める措置を行うほか、契約者の違反行為に対する苦情対応に要した稼働等の費用、および当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することがあります。

第6章 利用の制限、提供停止、提供中止および本サービスの終了

(利用の制限)

第15条 当社は、次の場合には、本サービスを提供するための係る機能を中止することができるものとします。

- (1) 関連設備(当社設備、電気通信事業者の設備であることを問わない)の保守または工事の場合。
- (2) 関連設備(当社設備、電気通信事業者の設備であることを問わない)に故障が発生した場合。
- (3) トラフィックが異常に輻輳した場合または関連設備(当社設備、電気通信事業者の設備であることを問わない)に過大な負荷や重大な支障(設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない)が発生した場合。

2 本サービスの利用に際し、契約者が登録したレコードまたは契約者の管理するレコードが、第14条(禁止行為)のいずれかに該当する行為と当社で判断した場合、あるいは過失等により登録されたレコードが、当社あるいは第三者に支障または損害を及ぼし、あるいはそのおそれがあると認められた場合など緊急やむを得ない場合は、当社は、契約者に対し、何ら通知なく、現に登録したレコードの一部または全部を削除することがあります。

3 当社は、利用の制限またはレコードの削除に伴って生じる契約者の不便、不都合、損失、損害について、当社の重大な過失のある場合を除き、当社はいかなる責任も負いません。

(提供停止)

第16条 当社は、契約者が次の各号に該当するときは、事前に当該契約者に通知することなく、本サービスの全部および本サービスを提供するための係る機能の提供を停止することができるものとします。

- (1) 利用契約上の債務の履行を怠ったとき。
- (2) 第5章に定める契約者の義務に違反した場合。
- (3) 当社が提供するサービスに関し、直接または間接に当社または第三者に対し、過大な負荷や重大な支障(設備や

- データ等の損壊を含むがそれに限定されない)を与えたとき。
(4) その他、当社が不適切と判断する行為をしたとき。

(提供中止)

第17条 当社は、次の場合には、本サービスの一部または全部を中止することができるものとします。

- (1) 本サービスを提供するネームサーバの保守または工事の場合。
 - (2) 本サービスを提供するネームサーバに故障が発生した場合。
 - (3) 本サービスを提供するネームサーバのトラフィックが異常に輻輳した場合または過大な負荷や重大な支障が発生した場合。
 - (4) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他非常事態により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合またはそのおそれのある場合。
- 2 当社は、本サービスの全部を中止するときは、契約者に対し事前にその旨、理由および期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。
- 3 本サービスの一部または全部の中止に伴って生じる契約者の不便、不都合、損失、損害について、当社の重大な過失のある場合を除き、当社はいかなる責任も負いません。

(本サービスの終了)

- 第18条 当社は、当社の都合により、本サービスの提供を終了することがあります。
- 2 本サービスの提供を終了する場合には、終了する3ヶ月前までにその旨を通知あるいは告知します。
 - 3 本サービス全体の終了により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。

第7章 契約の解除

(契約者が行う利用契約の解除)

- 第19条 契約者が利用契約を解除しようとするときは、解除する旨を当社が別途定める方法により当社に通知するものとします。
- 2 本サービスの有効期限日を解約日とします。
 - 3 ただし、第1項の通知を受領した日から有効期限日までが30日未満であるときは、その次の有効期限日を解約日とします。

(当社が行う利用契約の解除)

- 第20条 当社は、次に掲げる事由があるときは、あらかじめ契約者に通知することなく利用契約を解除することができるものとします。
- (1) 第16条(提供停止)の規定により本サービス、または当社が契約者に提供するその他のサービスの提供が停止された場合において、契約者が当該停止の日から10日以内に当該停止の原因となった事由を解消しないとき。
 - (2) 第16条(提供停止)の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - (3) 契約者が、本サービス料金の全部または一部支払いを一度でも怠った場合、またはそのおそれが明白であると認められる事由があるとき。
 - (4) 第18条(本サービスの終了)に基づき、当社が、本サービスを廃止するとき。
- 2 第19条(契約者行う利用契約の解除)および本条の規定に関わらず主たる「名づけてねっと」ドメインサービス利用契約が何らかの理由により終了した場合には、当然に本契約は終了するものとします。

(契約解除後の処置)

- 第21条 解除事由の如何にかかわらず、本契約が終了した場合、契約解除の日から30日以内に本契約に係る全てのゾーンファイルを削除します。
- 2 前項の規定に伴って生じる契約者の不便、不都合、損失、損害について、当社はいかなる責任も負いません。

第8章 料金等

(料金の額)

第22条 当社が提供する本サービスに関する料金は、別紙2のとおりとします。

(料金の支払義務)

- 第23条 契約者は、利用契約に基づいて、当社が定める利用開始日から起算して、本サービスの解除日までの期間について第22条(料金の額)に規定する料金を支払う義務を負います。
- 2 利用契約が契約期間の途中で解除されたときにおいても、契約者は、別紙2に従い計算された契約期間に対応する料金を支払

う義務を負います。

(料金等の請求)

第24条 契約者は、当社が本サービスの料金その他本契約に定める請求金額を契約者に対して請求する場合には、主たる契約のある「名づけてねっと」ドメインサービスの料金に含めて請求することを承認するものとします。

(消費税)

第25条 契約者が当社に対し本サービスに係る債務を支払う場合において、消費税法および同法に関する法令の規定により当該支払について消費税および地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税および地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

(端数処理)

第26条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(集金代行の委託)

第27条 契約者は、本サービスの料金等の入金案内について、当社が当該債権の入金案内業務を、集金代行業務を行なう会社へ委託することを、予め承諾するものとします。

第9章 損害賠償

(損害賠償の範囲)

第28条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由により、本サービスの全部を提供しなかったときは、本サービスの全部を提供していない状態(本サービスを提供するための係る機能は除きます。)にあることを当社が知った時刻から起算して、連続して24時間以上、本サービスの全部を提供していなかったときに限り、損害の賠償をします。

2 前項の場合において、当社は24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの利用料金を発生した損害とみなし、その額を限度として損害の賠償をします。

3 第1項の場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスの全部を提供しなかった場合には、前項の規定は適用しません。

(免責事項等)

第29条 当社は、本サービスの提供によって生じた結果および本サービスにしたがって行った行為の結果について、いかなる理由があろうとも、一切の責任を負わないものとします。

2 当社は、本サービスの内容が、契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能を有していること、不具合や故障を生じないことを含め、本サービスに関して、明示的にも黙示的にもその完全性、正確性、確実性、有用性等のいかなる保証も一切行わないものとします。

3 本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合または契約者が他の契約者もしくは第三者と紛争が生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑または損害を与えないものとします。

4 当社は、本サービスの提供に起因して、契約者または第三者が損害を負うことがあっても、結果的損害、付随的損害、および逸失利益を含め、いかなる理由があろうとも、第29条(損害賠償の範囲)に規定する責任以外には、一切の賠償責任を負わないものとします。

5 契約者が本サービスの利用にあたり第三者に損害を与えた場合、当社が、当該第三者に損害の賠償をしたときは、当社は契約者に対し当該賠償について求償することができるものとします。ただし、当社の故意または重大な過失があった場合には、本項を適用しません。

(お客さま情報の保護)

第30条 当社は、本契約に関連し、知り得た契約者の技術上、営業上またはその他の業務上の情報(以下「お客さま情報」といいます。)を、当社が別に定め公表する「個人情報保護方針」に記載された利用目的のほか契約者に同意を得た範囲内でのみ利用するものとします。

2 当社は、お客さま情報を、個人情報と同等の安全管理措置を講じて保護するものとします。

3 当社は、お客さま情報を、本利用規約に明示された場合または法律上開示が認められる場合(正当防衛、緊急避難等を含む。)を除き、第三者に開示、提供しないものとします。

第10章 雑則

(その他)

第31条 利用契約に関して、本規約に定めのない事項は、名づけてねっと「ドメイン提供サービス」利用規約が適用されるものとします。

(管轄裁判所)

第32条 本サービス利用に関連して、契約者と当社との間で紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第33条 本契約の解釈、適用、履行については、特別の定めがない限り、日本法を適用します。

附則

この利用規約は、2019年10月1日から実施します。

【DNS アウトソーシングサービスの内容】

1. DNSアウトソーシングサービスの主役務

- (1) 契約者の登録または管理するドメイン名またはIPアドレス情報に係るゾーンファイルを作成し、保有します。
- (2) フルサービスリゾルバからの『イテレイティブ (Iterative:「反復検索」)』と呼ばれるタイプの問い合わせを受けて、当該ネームサーバ自身で保有するゾーン情報のみ返答します。
- (3) (1)、(2)を実現するために、2台のネームサーバ(ゾーンサーバ機能を有するDNS)を提供します。

当社で用意するネームサーバの情報

名前	IP アドレス
asns1.customer.ne.jp	210.150.254.86
asns2.customer.ne.jp	210.150.254.94

2. DNSアウトソーシングサービスに付随する機能

- (1) 契約者自身でゾーンの編集が行うことができるwebインターフェースのコントロールパネルを提供します。
(本コントロールパネルはゾーンの編集(レコードの作成・変更・削除)、パスワードの変更等の機能を有します。)
- (2) コントロールパネルで編集したゾーン情報を、ゾーンファイルに反映します。

3. DNSアウトソーシングサービスに含まれない業務・機能

- (1) ドメイン名およびIPアドレスの登録(取得代行)。
(ドメイン名の登録は、主たる「名づけてねっと」より登録して下さい。IPアドレスは、IPアドレス管理指定事業者またはインターネットサービスプロバイダに従って登録して下さい。)
- (2) ドメイン名におけるdelegationの申請。
(「名づけてねっと」または当該ドメイン名を登録した「レジストラ」、「指定事業者」等を通じて申請して下さい。)
- (3) ゾーン情報のレコード記述方法、文法に関する質問に対する返答。
- (4) リゾルバとしての動作、キャッシュサーバとしてのネームサーバの機能。
(当社で用意するネームサーバは、ゾーンサーバとしての機能のみ有しています。『リカーシブ (Recursive:「再帰検索」)』と呼ばれるタイプの問い合わせを受けて、DNS解決が完結するまで、ルートネームサーバや他のネームサーバを検索して当該検索情報を返す機能は有していません。)

4. 特記事項

- (1) サービスの内容および本サービスに付随する機能については、当社が必要と判断した場合、変更することがあります。
- (2) ネームサーバは、当社が必要と判断した場合に、契約者の承諾なしに、バージョンアップ、セキュリティパッチ等のインストール、設備増強、構成変更等を実施します。
- (3) ネームサーバのバージョンアップ等を実施した場合、システムの要件によるネームサーバ機能の互換性は保証いたしません。
- (4) 当社で用意するネームサーバに対して、直接スタブリゾルバから検索した場合(クライアントPCやメールサーバ等から名前解決のために参照するDNSとして設定した場合またはフォワーダとして検索要求を転送した場合)の検索結果については、当社は一切の責任を負いません。
- (5) 本来他のネームサーバに対して行われるべきところを、当社ネームサーバに対してdelegationが行われている状況下で、DNS解決要求により当社ネームサーバが返答した結果については、当社は一切の責任を負いません。ただし、本サービスでdelegationに係る権限を当社が有している場合は除きます。
- (6) 本サービスでは、当社が用意するネームサーバ以外のネームサーバに対して、当社が用意するネームサーバが、マスターサーバ(指定ネームサーバがスレーブとなりスレーブにゾーンを転送する)およびスレーブサーバ(指定ネームサーバがマスターとなりマスターにゾーンを取りに行く)となる設定を行うことはありません。
- (7) 本サービスでDNS SOAレコードの一部としてお客さまに入力いただくメールアドレスは、DNS検索行為に対する名前解決(DNSの応答)によりインターネットを通じて公開・閲覧されてしまうことを承諾するものとします。

5. コントロールパネルで編集できるレコードの種類

	レコードの種類	ゾーン	意味
資源レコード	SOA	共通	Start Of Authority。ゾーン全体を定義するレコード。TTL と RNAME(メールアドレス)のみ編集可能となります。
	NS	共通	Name Server。ドメインのゾーン情報が登録されているDNS サーバを指定するレコード。ゾーン名(ルートドメイン)は権限移譲不可となります。
	A	正引き	Address。ホスト名(NAME)と IP アドレス(IPv4)の関連付けを定義するレコード。
	AAAA	正引き	Quad Address。左辺のホスト名(NAME)に付与した IPv6 の IP アドレスを右辺(VALUE)に指定します。
	MX	正引き	Mail eXchanger。ホスト名とメールサーバーの関連付けを定義するレコード。
	CNAME	正引き	Canonical NAME。ホスト名(NAME)の別名を指定するレコード。
	TXT	正引き	TeXT。ホスト名(NAME)に関連付けるテキスト情報(文字列)を定義するレコード。
	SRV	正引き	ホスト名(NAME)に対するサービスのロケーションを定義するレコード。
	SPF	正引き	Sender Policy Framework。送信ドメイン認証のこと。
	AFSDB	正引き	Andrew File System Database
	PTR	逆引き	PoinTeR。左辺の IP アドレス(第 4 オクテット部分の数値を記述)を付与したホストを右辺に指定します。

※右辺にホスト名を記述する場合は、そのホストの本名(実際に設定した名前)を「F.Q.D.N.」で記述します。

6. 禁止するゾーンおよびレコード

- ドメイン管理機関(レジストリ)により公式に登録されていないドメイン名に基づくゾーン。
- 許可または承諾を得ていない、第三者が登録したドメイン名またはIPアドレス空間に基づくゾーン。

7 コントロールパネルでの制限事項

- ゾーンレコード行数「256行」。

別紙2

【DNS アウトソーシングサービス料金表】

プラン名	契約期間	契約期間料金
1年プラン	1年	6,000円(税込6,600円) /ゾーン

※本利用規約には、本体価格と消費税等の合計額を税込額として表示しておりますが、消費税等の計算の都合上、契約者が計算された金額と実際の請求額が異なる場合があります。